

## Q263. 労基法 35 条の「休日」はどのような日のことをいうのですか。

「休日」（労基法 35 条）とは、労働契約において労働義務がないとされている日をいいます。

「休日」は、原則として、「午前 0 時から午後 12 時までの 24 時間」の暦日で与えなければなりません（昭和 23 年 4 月 5 日基発第 535 号，ただし，昭和 57 年 6 月 30 日基発第 446 号，昭和 63 年 3 月 14 日基発第 150 号・婦発第 47 号，平成 11 年 3 月 31 日基発第 168 号等）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所  
代表弁護士 藤田 進太郎